

北高森自治会だより

重要なお知らせ：北高森自治会・法人化検討委員会 NO2

地区委員説明会を開催いたしました。

11月30日（日）高森児童館にて、「地縁認可団体・北高森自治会の法人化」について、各地区委員に説明会を開催しましたので、報告します。説明会では、以下について、説明をいたしました。

- ① これまでの経過報告について
- ② 地縁認可法人に向けた事務手続きについて
- ③ 規約の改正について
- ④ 会員名簿の確認について



これまでの経過報告について

伊勢原市では、市制施行（昭和46年3月）以降、人口急増に併せて、学校施設をはじめとして多くの公共施設を開設してきましたが、50数年が経過し、多くの施設が老朽化をし、そうした施設の維持管理費が財政を圧迫しているため、平成27年に公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置プランを策定して、老朽化している既設の公共施設のうち、地元自治会が主に利活用している自治会館・児童館等（対象22施設）について「廃止又は地元移管」をするという方針が決定されました。この方針を踏まえて、当自治会では、「高森児童館の移管」を前提として、「法人化検討委員会」を設置し、法人化に向けた事務手続きを進めてまいりました。

地縁認可法人に向けた事務手続きについて

- ① 隣接自治会との区域境界の確認
- ② 構成員名簿の作成 今回の説明会で地区委員に依頼
- ③ 規約の改正

【裏面あり】

④ 代表者の選任準備

規約の改正について

地方自治法第 260 条の 2 第 2 項の認可要件に適合した規約の改正を行うことを説明。主な改正点は以下のとおりです。

- ① 区域を明示（具体的に字・地番・住居表示で明示）
- ② 会員資格を区域に住所を有する個人とすること
- ③ 総会の招集方法、議決方法、議決事項等を地方自治法に準拠します。
- ④ 資産に関する事項

会員名簿の確認について

地縁認可団体（法人化）の認可を受けるためには、構成員（会員）名簿を市に提出する必要があるため、各地区委員に対して、令和 7 年度自治会費を納入した世帯に対して、会員名簿の確認について、お願いをいたしました。

今後の予定について

令和 8 年の定時総会において、「法人化（認可申請）の議決」を得たいと考えております。つきましては、一般会員の皆様に別途、事前説明会（令和 8 年 3 月頃）の開催を予定しております。日時が決定次第、お知らせします。

今後の予定ですが、令和 8 年度中に自治会の法人化（認可）、市との協議を踏まえて、高森児童館の耐震改修工事の実施、その後に移管（無償譲渡）を受けることとなります。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
・ 北高森自治会の法人化（認可申請） ・ 高森児童館の耐震改修工事、移管（無償譲渡）		・ 新築又は改築 リフォーム改修

文責*自治会長 高梨芳房